

## 兵庫昆虫同好会規約

- ネ1条 この会は「兵庫昆虫同好会」という。
- ネ2条 この会は兵庫県の昆虫相を明かにし、県下の昆虫の保護に努力することを目的とする。
- ネ3条 上記目的を達成するためには次のことを行う。
1. 県下の昆虫相の解説
  2. 会誌「きべりはむし」の発行（年1巻2号）
  3. 各種会合の開催
  4. 資料の交換。
- ネ4条 この会は昆虫を研究している人及び趣味とする人が本会の目的に賛成する人はだれども入会できる。
- ネ5条 この会を運営するため世話人若干名をおく。
- ネ6条 会員は会を維持するため年額500円を負担する。

## 投稿規約

「きべりはむし」の原稿をお願いします。兵庫県内で採集された昆虫の記録から行なう結構です。

印刷方法は当分の間、執筆者の手書き原稿をゼロクスするにします。用紙はB5版でケイ線のできるだけ厚い色で、しかも間隔が狭い方が望ましく、コピー用紙は避け下さい。黒インキ、黒ボールペン、鉛筆など活字体で明瞭に書き、一頁にできるだけ密に記入して下さい。特に採集データを詳しく願います。英字（学名など）はエリート活字でタイプで書きなさい。

例えればコヨ計算用紙を用いてHBの鉛筆で書いてもかなりきれいに複写されます。それが修正しやすい点で鉛筆書きはすぐれています。

原稿は送付依頼の方送り下さい。